

駅西便り

作成：八戸市都市整備部
駅西区画整理事業所
八戸市大字尻内町字鴨ヶ池20-5
電話0178-70-7555

皆様には、日頃より八戸駅西土地区画整理事業に対し格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます

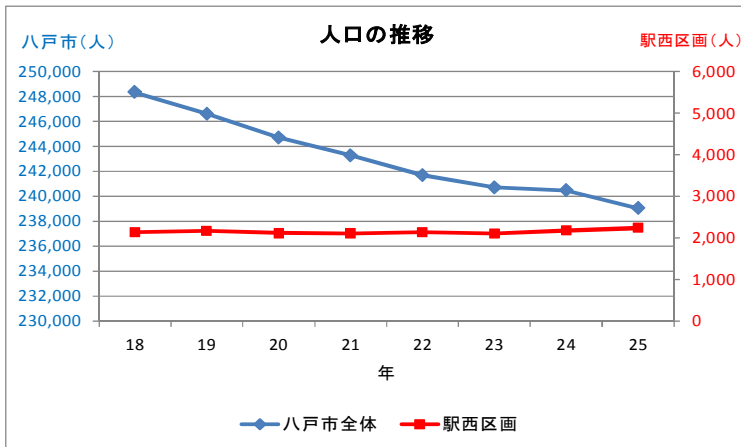
お陰様で建物移転等が進んできたことから、当地区の顔となる駅前広場から幅員40mの八戸駅西中央通り線(シンボルロード)一体の整備の見通しが立ってまいりました。

このため平成26年度から平成29年度に集中して、駅西の顔となるエリアを整備してまいります。

●事業の進捗状況

	全体計画	H9～H25	H26	H27～
事業費(億円)	240億円	128億円	10億円	102億円
事業費進捗率(%)	—	53%	H26末進捗率 58%	—
建物移転(戸)	646戸	369戸	28戸	249戸
建物移転進捗率(%)	—	57%	H26末進捗率 61%	—

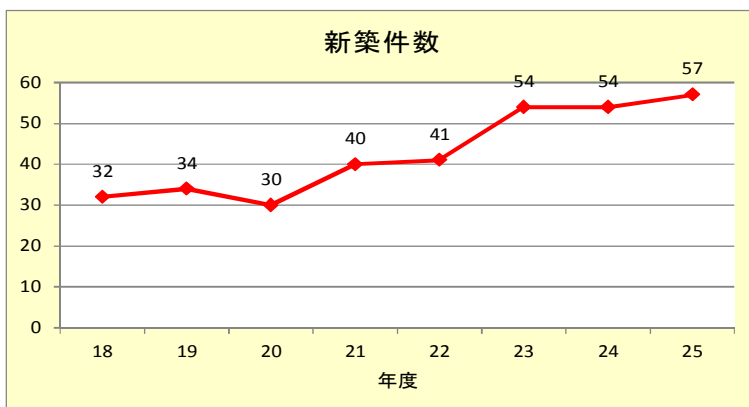
●八戸市の人口と駅西区画整理事業区域内の人口



八戸市全体の人口は年々減少していますが、
駅西区画整理区域内の人口は微増しています

駅西区画内の人口等は(H25.10.1)
人口 2,239人
世帯数 891
年齢別階層 1位30歳台 2位40歳台
高齢化率(65歳以上)21%

●区画整理区域内の新築件数



新築件数はここ数年年間50件を上回る件数を持続しています

仮換地先に新築移転する件数以外に
保留地分譲や民間の宅地売買もプラスに
影響していると推測されます

今後、駅前エリアが整備されて、利便性が向上することにより、更なる新築件数と人口増が期待されます

■H26年度の事業

- 1 H26年度～H29年度に集中して整備する箇所(下記参照)を中心に建物移転・道路整備を行います
- 2 H25年度に整備した箇所に関連する箇所を順次移転・工事します
- 3 昨年度に引き続き保留地を分譲します(受付期間8月23日～9月1日)

■H26～H29集中して整備する箇所

- 駅前地区を中心に駅前広場、シンボルロード、橋りょう及び周辺の宅地造成を行ってまいります
- 「駅西の顔」となるエリアが整備されることにより、利便性の向上や土地の利用価値が増進し、にぎわいのある街の形成が期待されます

■H26～H29に集中して整備する箇所図



- 3.1.1(幅員40m 延長180m) 駅西のシンボルロード、無電柱化区間
- 3.4.27(幅員20m 延長260m) 無電柱化区間
- 3.4.28(幅員17m 延長300m 橋25m) シンボルロードとのアクセス
- 駅前広場(面積6,000㎡) 現在は暫定形ですが完成形で整備します

建物移転の流れについて

- 建物移転については仮換地が使用できる**見通しがついた時点**で所有者の方にお知らせします
- 通常、移転していただく**2～3年前**にお知らせいたします
- 仮換地の整備の順序は、雨水の**排水先を確保しながら**順次整備していくことを原則としています
- 移転の見通しについてはお気軽に事業所までお問い合わせ下さい

2～3年前

- 移転照会(移転の時期をお知らせします)
- 建物調査(補償金額を算定するため建物を調査します)

1年前

- 移転補償交渉(概算額をお知らせし移転交渉します)

当年

- 契約(補償金額を確定し契約します)
- 移転(契約時に補償金の5割未満、移転完了後残金を支払います)

家屋移転についての相談

仮換地はまだ使用できなくても、従前地(現在の場所)にある建物を、**早く解体したい、解体してもいい**という方は事業所にお問い合わせ下さい。条件が整えば移転補償金をお支払いすることが可能となります。

例えば・・・

- 1 現在住んでいる建物を壊して仮換地とは**別な場所に住む**ことにした
- 2 区域内にある建物は空き家になっていて今後も**住むつもりはない**
- 3 **仮換地を2箇所以上**持っていて移転先はどちらでも良い

各種届出・証明書発行

■ 権利者情報変動の届出

- ・**相続、売買、住所変更**など権利者情報に変動が生じた場合は、事業所へお知らせ下さい。
- ・この「**駅西便り**」が転送されて届いた方は事業所へお知らせ下さい。

■ 区域内に新築する際の手続き

- ・区域内に新築する際は「**地区計画の届出**」と「**建築行為等の許可**」が必要となりますのでお問い合わせ下さい。

■ 仮換地指定通知書について

- ・地権者の皆様には仮換地が定まった時点で、従前地と仮換地の位置と面積等を記した「**仮換地指定通知書**」を送付しておりますが、再発行は行っておりません。
- ・これに代わるものとして、「**仮換地位置証明書**」(1通300円)を発行いたしますので、金融機関提出等で必要な方は事業所にお問い合わせ下さい。

緊急事態に備えて ～仮換地に移転してお住まいの方へ～

- 区画整理事業施行中は従前地と仮換地の**住所が混在**して分かりにくくなっています。
- 普段配達してもらっている郵便や宅配などは、お住まいの場所が分かっていますが、緊急事態に出動要請する**救急車や消防車**は、場所が正確に特定できないと直ぐに到着できない事態が生じることが予想されます。
- このため普段使っている住所のほかに、**街区番号(ブロック)**を覚えておくことをお勧めします。
- また、近くの**目標となる建物**などを出動要請の際に伝えることもお勧めします。
- 街区番号は「**仮換地指定通知書**」の仮換地の欄に記載されています。
- **消防本部**に街区番号が分かる図面を備えてもらっています。
- しかし、全ての住宅を把握しているわけではありませんので、**誘導人が出て合図**するようにして下さい。